

## 【重要】

一般名処方加算（院外処方） 外来後発医薬品使用体制加算（院内処方）の  
特例措置算定に関するご回答依頼株式会社スカイ・エス・エイッチ  
小林 長谷川 竹本 畑中

いつもお世話になりまして、ありがとうございます。

令和 5 年 4 月から 12 月まで算定可能になる「一般名処方加算」および「外来後発医薬品使用体制加算」の特例措置について、ORCA で算定をする場合、施設基準の設定が必要となります。以下、内容をお読みいただいた上、施設基準に適合し 4 月 1 日以降に算定される医療機関様は、別紙 FAX 返送をお願いいたします。

## ■ 特例措置について

医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ患者への適切な薬剤の処方や、保険薬局の地域における協力促進などの観点から、保険医療機関・保険薬局に対する加算について特例措置を講ずる。

この特例措置は令和 5 年 4 月から 12 月まで時限的に適用する。

## ■ 一般名処方加算（ORCA はこれまでどおり自動算定）

一般名処方加算 1：7 点 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は 9 点

一般名処方加算 2：5 点 下記「追加の施設基準」を満たしている場合は 7 点

[追加の施設基準] 届出は不要です

薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

## ■ 外来後発医薬品使用体制加算（ORCA これまでどおり自動算定）

外来後発医薬品使用体制加算 1 (90%以上) 5 点

下記「追加の施設基準」を満たしている場合は 7 点

外来後発医薬品使用体制加算 2 (85%以上) 4 点

下記「追加の施設基準」を満たしている場合は 6 点

外来後発医薬品使用体制加算 3 (75%以上) 2 点

下記「追加の施設基準」を満たしている場合は 4 点

[追加の施設基準] 特例措置については届出不要です

(1) 外来後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(2) 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して十分な対応ができる体制が整備されていること。

(3) (1)及び(2)の体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(別紙)

(FAX番号 075-622-7403)

FAX送信前に、プログラム、マスタ更新を行ってください。

医療機関様名 必ず御記入ください	
---------------------	--

以下、算定する項目に✓と算定開始日をご記入ください。

一般名処方加算の特例措置を算定する  
算定開始日：            月            日

外来後発医薬品使用体制加算の特例措置を算定する  
算定開始日：            月            日

※ 4月1日より算定希望の場合は、  
3月31日(金)午前中までにFAX送信をお願いいたします。